

和歌山大学学部科目等履修生規程

制 定 平成15年 7月25日

最終改正 令和 5年 6月23日

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山大学学則第46条第2項の規定に基づき、和歌山大学学部科目等履修生に関し必要な事項を定める。

(入学資格)

第2条 科目等履修生として入学できる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 当該授業科目を履修するに十分な学力を有すると本学が認めた者

(出願手続)

第3条 科目等履修生を志願する者は、所定の書類に、検定料を添えて学長に願い出なければならない。

(入学者の選考)

第4条 科目等履修生の選考方法は、書類審査とする。ただし、必要に応じ面接及び学力検査又はいずれかを行う。

2 科目等履修生の選考は、当該学部又は学環（以下「学部等」という。）の教授会が行う。

(入学手続き及び入学許可)

第5条 前条の選考に合格した者は、所定の期日までに、所定の書類を提出するとともに、入学料を納付しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(入学の時期)

第6条 入学の時期は、学期の始めとする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(履修期間)

第7条 履修期間は、1学期又は1年とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(履修科目)

第8条 履修できる授業科目は、正規の課程の教育に支障のない範囲内とする。

第9条 削除

第10条 削除

(単位の認定)

第11条 学部等長は、授業科目を履修しその試験に合格した者には、当該学部等教授会の議を経て、所定の単位を認定する。

2 学長は、本人の請求により、前項で認定された単位を修得した旨の証明書を交付する。

(授業料等)

第12条 科目等履修生の授業料は、履修する授業科目の単位数に応じた額を、所定の期日までに納付しなければならない。

学部科目等履修生規程

(授業料等の額)

第13条 科目等履修生の検定料、入学料及び授業料の額は、別に定める。

2 科目等履修生は、実験、実習等に要する経費を負担しなければならない。

(大学院教育学研究科教育職員免許状取得プログラム受講学生の検定料等)

第13条の2 本学の大学院教育学研究科が教育職員免許状の取得の所要資格を得させることを目的としたプログラムにより科目等履修生として入学する場合は、検定料、入学料及び授業料は、徴収しないものとする。

(施設等の利用)

第14条 科目等履修生は、本学の施設等を利用することができる。

(教育訓練講座)

第15条 科目等履修生のうち、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2に規定する教育訓練（以下「教育訓練」という。）の講座を受講しようとする者は、第8条の規定にかかわらず、別に定める授業科目から、所定の単位を修得しなければならない。

2 教育訓練の講座を受講しようとする者は、第3条に規定する書類のほか、教育訓練講座受講申請書を提出しなければならない。

3 学長は、第1項に規定する単位を修得した者に、教育訓練修了証明書を交付する。

(全学科目の取扱い)

第15条の2 特定の学部等が開設するものでない科目（以下「全学科目」という。）に関する科目等履修生については、この規程において「学部等長」とあるのを「学長」、「各学部等」及び「当該学部等教授会」とあるのを「和歌山大学教務委員会」と読み替えるものとする。

2 前項に規定するもののほか、全学科目における科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒及び除籍)

第16条 科目等履修生として不適当と認められる行為があったとき又は所定の期日までに授業料を納めない者は、所定の手続きを経て、学長がこれを懲戒又は除籍する。

(規則の準用)

第17条 科目等履修生については、この規程に定めるもののほか、和歌山大学学生規則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成15年7月25日から施行する。

2 和歌山大学教育学部科目等履修生規程（平成6年1月14日制定）及び和歌山大学経済学部科目等履修生規程（平成6年1月14日制定）は、廃止する。

附 則（平成16年4月1日一部改正：法人和歌山大学規程第139号）

この改正規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年1月28日一部改正：法人和歌山大学規程第368号）

この改正規程は、平成17年3月1日から施行する。

附 則（平成17年3月18日一部改正：法人和歌山大学規程第393号）

この改正規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月21日一部改正：法人和歌山大学規程第728号）

この改正規程は、平成20年3月21日から施行する。

附 則（平成21年3月24日一部改正：法人和歌山大学規程第922号）

この改正規程は、平成21年3月24日から施行する。

附 則（平成21年9月29日一部改正：法人和歌山大学規程第962号）

この改正規程は、平成21年9月29日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成22年6月25日一部改正：法人和歌山大学規程第1084号）

この改正規程は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成24年9月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1351号）

この改正規程は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（令和3年6月28日一部改正：法人和歌山大学規程第2369号）

1 この改正規程は、令和4年1月1日から施行する。

2 令和3年12月31日時点において、履修できる期間の残期間がある科目等履修生については、この改正規程に関わらず、なお従前の例による。

附 則（令和5年6月23日一部改正：法人和歌山大学規程第2630号）

この改正規則は、令和5年4月1日から施行する。